

単品スライド条項の運用について（概要）

1. スライド条項の趣旨

スライド条項は、通常合理的な範囲を超える価格の変動があった場合に、受注者の一方のみに負担させるのは適当ではないとして、価格の変動分について発注者と受注者で分担すべきであるという考え方により行う。

今回の単品スライドは、特定の主要な工事材料を対象としており、それらの価格の変動が著しい場合に、精算的な変更を行う。

〔適用条項〕 工事請負契約第27条第5項（契約約款）

2. スライド条項適用の対象工事

次の要件を備えて、受注者から請求された工事。

- ①現在継続中の工事及び今後の新規発注工事。（工期が終了している工事は対象外）
- ②単品スライド条項の対象となる材料の価格が対象となる工事費総額の1%以上変動している工事

※適用日は平成20年8月1日とする。なお、請求の方法については、改めてお知らせします。

3. 対象となる主要な工事材料

〔主要な工事材料〕

- ①鋼材類：H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭などの他、鉄鋼2次製品（ロックボルトなど）、鋼材から加工された道路用資材や橋梁用資材の一部（ガードレールやPCより線など）、スクラップ
対象外：鋼材類を一部に含むコンクリート二次製品等、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）
- ②燃料油：ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
対象外：潤滑油など燃料油でないもの

4. 対象となる工事費総額（対象工事費）

部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を単品スライド条項適用前の最終的な全体工事費から除いた額。

5. スライド額の算定

「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、対象工事費の1%を超える額。ただし、それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。

鋼材類および燃料油のそれぞれの品目ごとに、その品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の対象工事費の1%を差し引いて算出する。

○スライド額＝鋼材の変動額＋燃料油の変動額－対象工事費×1%

$$(M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) - P \times 1/100$$

○ $M_{鋼}^{当初} \cdot M_{油}^{当初}$ （価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額）

＝設計時点の実勢価格（消費税込）×対象数量×落札率

$$\begin{aligned}
&= \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100 \\
\text{OM}_{\text{鋼}}^{\text{変更}} \cdot M_{\text{油}}^{\text{変更}} & \text{（価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額）} \\
&= \text{変動後の実勢価格（消費税込）} \times \text{対象数量} \times \text{落札率} \\
&= \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times 105 / 100
\end{aligned}$$

※ただし、上記の式に基づき算出した $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} \cdot M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ よりも、実際の購入金額変更の方が安い場合は、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} \cdot M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ は実際の購入金額とする。

p：設計時点における各対象材料の単価

p'：搬入・購入時点における各対象材料の実勢単価（搬入・購入時期毎の数量に応じ、加重平均値。ただし、購入先や購入時期、購入金額等を受注者が証明していない燃料油分については、工事期間の平均値（工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格）。）

D：各対象材料について算定した対象数量

k：落札率

P：対象工事費

《例 1》

※消費税含み

請負代金額（円）		200,000,000		1 %相当額(円)		2,000,000	
主要材料	各材料	価格変動前 の金額	価格変動後 の金額	変動額	対象の判定		
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○		
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000			
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000			
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	×		
	ガソリン	500,000	600,000	100,000			
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000			
スライド額		S=2,400,000－2,000,000＝400,000（鋼材類のみ算出）					

※鋼材類は、各材料の合計額の変動前後の差が請負代金額の1%相当額を超えているため、単品スライド条項の対象となる。

燃料油は、各材料の合計額の変動前後の差が請負代金額の1%相当額を超えていないため、単品スライド条項の対象とはならない。

よって、例1では鋼材類について請求内容を審査し契約変更（精算）を行うことになる。

6. スライド額の計算で用いる単価（実勢価格）

〔鋼材費〕 変動前の単価：設計時点における単価

変動後の単価：現場に搬入された月の物価資料の価格

（注）複数回に分けて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均物価資料に掲載されていない材料は原則個別の実取引価格

〔燃料油〕 変動前の単価：設計時点における単価

変動後の単価：購入された月の翌月の物価資料の価格

（注）複数回に分けて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

7. スライド条項の適用手続

①申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに請求 → 工期末に変更契約（精算）
※現在、契約中のものについては、申請時期に特例を設ける予定。

② 証明書類の提出（必須）

請負者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要がある。提出されない場合は対象材料としない。

※燃料油について証明書類が揃わない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができる。

8. スライド額の計算で用いる対象数量

- ・ 設計図書に記載された数量
- ・ 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- ・ 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

9. その他

部分引渡しをした工事の場合、部分払い（※1）の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できない。

※1 乙の求めに応じ、既済部分検査の合格通知に、単品スライド条項の適用対象とすることができる旨の記載があるときは適用可。

